

件名	東海第二原子力発電所の運転期間延長及び再稼働を行わないことを求める意見書の提出に関する陳情			
提出者住所氏名	墨田区堤通 「とめよう！東海第二原発首都圏連絡会」墨田区有志の会 代表 G			
受理年月日	平成30年8月8日	受理番号	第9号	
<p>要旨</p> <p>東海第二原子力発電所の運転期間延長及び再稼働を行わないよう、国に対し、意見書を提出してください。</p> <p>(理由)</p> <p>茨城県にある東海第二原子力発電所は、2018年11月で運転開始から40年になる老朽化した施設です。</p> <p>原子炉等規制法では、原則として運転開始から40年を超す原発の運転を認めていませんが、日本原子力発電株式会社は、東海第二原子力発電所について20年の運転延長を原子力規制委員会に申請しました。</p> <p>しかしながら、東海第二原子力発電所には、次のような問題点が指摘されています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 2011年3月11日に発生した東日本大震災時に電源喪失して冷温停止するまでに3日半を要し、また、津波があと70センチメートル高ければ防潮壁を超えていた。 2 非難燃性ケーブルが使用されているため、大火災の危険性がある。 3 古い設計で地震に弱く、また、トラブルが多発している。 4 高レベル放射性廃棄物保管施設「東海再処理工場」がすぐ近くにあるため、災害時には複合災害となり東日本全体に放射能汚染が広がる。 5 日本原子力発電株式会社は、赤字経営で経理的基礎がない会社である。 <p>このような東海第二原子力発電所は、人口密集地である東京都から約110キロメートルの距離に位置し、事故等が起こった際には、私たち墨田区民は逃げ場を失い、甚大な被害を受けることは明らかです。また、今後、発生が予想される大地震や津波などの災害時には、東京電力福島第一原子力発電所の事故と同様又はそれ以上の被害が想定されます。</p> <p>墨田区民はもちろんのこと、多くの国民の生命と暮らしを守るために、運転期間延長及び再稼働を行わないよう、国に働きかけてください。</p> <p>なお、同趣旨の請願書等は、茨城県では水戸市をはじめ6割以上の自治体が採択しており、千葉県や栃木県でもいくつかの自治体が採択していることを付記いたします。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>				